

## 内部統制に関する基本方針

遠州中央農業協同組合  
平成30年12月27日制定  
令和4年2月28日改訂

当組合は法令を遵守し、健全な経営により組合員や利用者の皆さまが安心して当組合をご利用いただくために、以下のとおり『内部統制に関する基本方針』を策定し、適切な内部統制の構築及びその運用に努めます。

1. 経営管理委員・理事や職員の職務の執行が法令や定款を遵守するための体制
  - (1) 役職員は、JAの基本理念を共有し、コンプライアンスの重要性を徹底することで、常に法令・規則や定款等を遵守して行動します。
  - (2) 理事は、法令や定款・諸規程等に違反する重要な事実を発見した場合には、監事に報告するとともに、対応策を協議・検討し速やかに是正します。
  - (3) 内部監査部署は、内部統制の検証・評価を行います。また、内部監査で指摘を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じます。
  - (4) 理事は、業務に関して倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談や通報ができるヘルプライン制度を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努めます。
  - (5) 監事、内部監査部署、会計監査人は密接に連絡し、適正な監査を行います。
  - (6) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。
2. 経営管理委員・理事の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制
  - (1) 文書や情報の取扱いに関する規程等にしたが、経営管理委員会や理事会、委員会の議事録等の職務執行にかかる情報を適切に保存・管理します。
  - (2) 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切に保存・管理します。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程等やその他の体制

- (1) 理事は、金利変動リスク・与信リスク・情報管理リスク・不正リスク・食品加工リスク並びに自然災害リスク等の様々なリスクに対応するため、リスク管理の基本的な態勢を整備します。
- (2) 理事は、JAの事業活動で発生しうるリスクを把握・評価し、損失のリスクを適切に管理します。

### 4. 経営管理委員・理事や職員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営管理委員は、日常の業務執行を理事に委ね、理事の業務執行を適切に監督します。
- (2) 理事は、役職員が効率的に職務を遂行することができるよう、職制や業務分掌を明文化し、指揮命令系統を明確にします。
- (3) 経営管理委員及び理事は、中長期の視点を踏まえて、事業計画や部門別事業計画を策定します。また、適切な目標管理により、事業計画の達成に向けて効率的な管理を行います。
- (4) 理事は、各業務における規程やマニュアル、業務手続書等を整備し、効率的な業務執行を行います。

### 5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- (1) 理事は、監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性が確保できる体制を整備します。
- (2) 監事と定期的に協議を行い、十分な意思疎通をはかることで、効率的かつ効果的監査の実施を支援します。

### 6. 子会社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社管理は「子会社等管理規程」にもとづき、事業に関する重要な方針、事項を監督し、適切な指導を行います。
- (2) 子会社管理は「子会社等管理規程」にもとづき、子会社等の事業計画の達成、法令等の遵守状況等を適切に監督します。

### 7. 財務情報等その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- (1) 会計基準や法令等を遵守した各種規程を整備し、適切な会計処理を行います。

- (2) 理事は、適正な財務報告を行うために、決算担当部署に必要な人員を配置します。また、会計・財務等に関する専門性を向上させるための人材育成に努めます。
- (3) 理事は、法令の定めにもとづき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適切な開示に努めます。
- (4) 理事は、財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載します。